

# 新型コロナウイルス感染症について

## 市民の皆様へ

市民の皆様には、不要不急の外出自粛について、ご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症の感染リスクがあるにもかかわらず、医療従事者をはじめ、介護施設、保育施設、小売店舗など私たちの生活を支えていただいている多くの方々に感謝申し上げます。

感染拡大防止策として、4月に発令された国の緊急事態宣言および県の緊急事態措置は5月末日まで延長され、市では先んじて、公共施設の原則休館、市主催のイベントの原則中止または延期、そして、小・中・特別支援学校の臨時休業を5月末日まで延長しました。今後におきましても、国や県の動向を踏まえ対応を判断してまいりたいと考えております。

緊急経済対策としては、国民1人につき10万円を給

付する特別定額給付金を早急に皆様にお届けできるよう事業費114億618万円の補正予算を5月1日に専決処分し、オンライン申請分については5月13日から順次振込みを開始しました。また、事業者や子育て世代に対する本市独自の支援策についての補正予算を臨時議会に上程する準備を進めております。今後におきましても、必要な支援を継続的に実施してまいりますので、ご理解の程よろしくお願いたします。

一日でも早く平穏な日常を取り戻すため、富士見市が一致団結しオール富士見のチカラで新型コロナウイルスに打ち勝てるよう、皆様のご協力をよろしくお願いたします。

令和2年5月13日 市長 星野光弘

## 支援について

### ▶特別定額給付金(国による新型コロナウイルス感染症緊急経済対策)

☎ 新型コロナウイルス感染症緊急生活支援対策室 ☎049-265-6621

新型コロナウイルス感染症による家計などへの影響に対する支援の窓口として、5月1日に「新型コロナウイルス感染症緊急生活支援対策室」を設置しました。特別定額給付金の早急な支給のほか、新型コロナウイルス感染症に関する総合的な相談を受け付けています。

また、特別定額給付金の申請につきましては、郵送またはスマートフォンなどでオンラインにより行っていただき、その後、申請書の内容審査を経て、順次指定の口座に給付金を振り込みます。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。



### 【制度概要】

**給付対象者** 基準日(令和2年4月27日)に住居基本台帳に記録されている方

**申請・受給権のある方** 給付対象者が属する世帯の世帯主

**給付額** 給付対象者1人につき10万円

#### 申請方法

①郵送申請

(届いた申請書に記入し、必要書類を添えて郵送)

②オンライン申請(マイナンバーカードをお持ちの方のみ)

**給付方法** 原則申請者(世帯主)の本人名義の銀行口座へ振込み

※申請期限など、詳しくは申請書に同封した書類や市ホームページをご覧ください。

### 富士見市緊急経営相談 ☎産業振興課 ☎253

中小企業診断士が経営状況の分析、資金繰りなどのアドバイスをします(要予約)。

**とき** 毎週木曜午後1時~5時(1枠1時間)

**対象** ・市内に本店または店舗が所在する事業者の方  
・市内在住のフリーランスの方 など

**持ち物** 決算報告書、売上明細など(相談内容による)

### 事業者向けコロナ関連申請相談 ☎産業振興課 ☎253

持続化給付金や埼玉県中小企業・個人事業主支援金など、国や県の給付金の申請に関する相談ができます(要予約)。

**とき** 毎週月曜午後1時~5時(1枠1時間)

**対象** ・市内に本店または店舗が所在する事業者の方  
・市内在住のフリーランスの方 など

**持ち物** 決算報告書、売上明細など(申請内容による)

日時などは変更になる場合があります。随時市ホームページをご覧ください。

### その他の支援

上記に加え、生活福祉資金貸付事業や市税などの猶予制度などの支援があります。また、本市独自の新たな支援についても、順次市ホームページに掲載しますので、随時市ホームページの「新型コロナウイルス感染症関連情報」内の下部「支援等」をご覧ください。右記コードからもご覧になれます。

